



市民主役のまちづくり 自治基本条例

市民懇話会はこのように進められています！



▲委嘱状の交付風景

- 平成20年2月、13名のメンバーが名寄市自治基本条例の制定に向け「市民懇話会」の委員として市長から委嘱を受けました。その際の説明は、「自治への思いを自由に述べて欲しい」というものでしたが・・・。
- 会議はすでに17回を数え、「名寄ならでは」の表現を盛り込みたいと、前文の協議には時間をかけたうえで、全体構成の考え方についての意見交換に入ったのですが、委員から「中身の組み立てと全体像を明らかにしないと、実のある論議に進めない」といった発言があり、一気に条文案を含めた「たたき台」をもとに検討する場になりました。
- 具体的な全体構成や条文の表現が見えてくると、論議は白熱。「そもそも市の憲法というべき最高規範の原案を、我らだけで作っていいのか」、「市民の権利を主張するばかりではなく、義務をきっちり示すことが大事だ」など、簡単に結論を出せない課題にも立ち入りました。
- そして、あと3回ほどの検討を経て、2月中には「素案」を市長に答申する予定です。「『懇話会』という中で、それなりに勝手な意見を言えばいいんだ」と思い込んで参加させていただいた身にとっては、想定外の出来事になったと思っているところです。
「本当にこれでいいのか？」と思われる皆さん、「こんな重たい役ではなかつたはずだ」と戸惑っているメンバーに対し、ぜひ「名寄市自治基本条例（仮称）」の素案に対するご意見をお寄せ下さい。

【市民懇話会副会長 尾矢】



▲懇話会会議風景 その1



▲懇話会会議風景 その2



自治基本条例の「名称（案）」を検討中！

条例の顔とも言える「名称」について検討をしています。

本条例の各PR活動等を通して、今まで仮称でありながら「名寄市自治基本条例」という名称を使って活動してきたことから馴染が深く、市民の皆さんにも多少の浸透もあるとの観点から、その仮称をそのままの形で使用しては、との意見が委員の中で多数出されました。

そこで・・・より名寄らしさを強調するべく、後ろにサブタイトルを付けてみました。

◆ 「名寄市自治基本条例ーみんなで創る名寄の未来」

現時点の名称案です。市民の皆さんに親しみやすい名称を決めるにあたり条例の内容と併せて、今後も更なる検討を重ねてまいります！





島市長との意見交換会



1月20日：市役所 応接室にて

条例の「たたき台」が固まってきたことから、委員4名が、主に「市の役割と責務」について市長の意見をお伺いしました。

島市長からは、まず「前文には、皆さんの思いがにじんでいると感じました」など、率直な感想をいただきました。



白井会長から、「市民、議会、市の三者が連携協力し、互いが役割と責務を自覚してまちづくりを進めるべきとの原則に立って、論議を進めてきました。名寄の特徴として、①『協働』ではなく『連携協力』に置き換えた ②町内会やグループ・団体など地域の声を尊重し、これをまちづくりに反映させる ③『住民自治』と対になるものとして、『団体自治』を表現したの3点です。」など、これまでの論議経過を含めて説明しました。



島市長からは、「『市・市長の役割』については十分練られていると思います。

中学生にも理解してもらえるものにしないと浸透しないという面があります。

住民投票の記載については、判断できるだけの情報開示と説明を事前にすることが大切なことになるのでは」と、多くの意見をいただきました。

市民懇話会では市長の示唆に富んだ意見を踏まえ、最終的な取りまとめ作業を進めていきたいと考えています。



自治基本条例を知っていただくため

市民懇話会では、条例案をつくるだけでなく、その内容を知っていただくための活動をしています。

みなさんが今読んでいる、この「市民懇話会だより」ももちろんその一つですが、他に名寄市のホームページ、「FMA i rてっし」のPRもしています。

11月に放送された特別番組「自治基本条例について」以外にも委員が慣れない口調で吹き込んだCMが流れています。

また、様々な団体の会議・会合にも積極的に委員がお伺いし、直接ご意見をお受けしたり、お話をさせていただくこともあります。

興味のある方は、市役所担当窓口まで、ぜひご連絡ください！



▲FMA i rてっし我孫子氏と会長の収録風景



▲懇話会だより作成風景



担当： 総務部地域振興課地域自治係

01654-3-2111 (内線 3313)

(FAX) 01654-2-5644

URL : <http://www.city.nayoro.lg.jp>

(窓口案内から探す→総務部→地域振興課情報提供サイト)



▲ピヤシリ大学公開講座風景